

平成24年度入学料免除・徴収猶予結果について

入学料免除者・徴収猶予許可者が 決定しました。

- 結果は、各申請者に郵送にて通知しました。万が一、6月7日(木)までに通知が届かない場合は、学生支援課奨学金・免除窓口までお問い合わせください。
- 半額免除者、非免除者及び徴収猶予不許可者は、結果通知に同封の振込依頼書により、6月15日(金)までに所定の入学料を納入してください。
ただし、半額免除者及び非免除者のうち経済的理由を認定された者は、納入期限までに徴収猶予の申請を行うことができます。詳細は結果通知又は別紙掲示「入学料免除結果の告知を受けてから行う入学料徴収猶予の申請について」を参照してください。
- 徴収猶予許可者は、10月31日(水)までに所定の入学料を納入してください。なお、期日までに入学料を納入されない場合は、除籍になりますので、納入期限を厳守してください。

平成24年6月1日
学 生 支 援 課

入学料免除結果の告知を受けてから行う入学料徴収猶予の申請について

平成24年6月1日
学生支援課

入学料半額免除者及び非免除者のうち経済的理由を認定された者は、納付期限までに入学料の納入が困難な場合、下記要領により、入学料徴収猶予の申請を行うことができます。申請を希望する者は、期間内に所定の手続きを行ってください。

なお、猶予期限を過ぎても入学料の納入がない場合は、理由にかかわらず除籍となるので、十分注意してください。

記

1. 申請資格

- (1) 平成24年度入学料免除の申請を行い、半額免除された者
- (2) 平成24年度入学料免除の申請を行い、免除されなかった者のうち、経済的理由を認定された者（結果通知書に徴収猶予の申請ができることが記載されている者）

2. 提出書類

- ・ 入学料徴収猶予願（学生支援課にて配付）
- ・ 結果通知に同封の入学料振込依頼書

3. 申請期間

結果の告知を受けてから、平成24年6月15日（金）まで。（期間厳守）

4. 提出先

学生支援課（国立西キャンパス 本館1階） 8：30～18：10
（※国際企業戦略研究科所属の者は、同事務室でも可。 10：30～20：00）

5. 猶予期限

徴収猶予を許可された場合、猶予期限は平成24年10月31日（水）です。

6. 猶予許可後の入学料納入について

- (1) 入学料振込依頼書により、所定の入学料を最寄りの銀行等から納入してください。
（※6月1日付の結果通知に同封した入学料振込依頼書にて納入してください。）
- (2) 納入後、学生支援課に「入学料納入報告」及び「振込依頼書の本人控え（振込金額受取書）のコピー」を提出してください。

7. 注意事項

- ・ 住所や連絡先に変更のあった場合は、必ず学生支援課に届け出てください。
- ・ 入学料徴収猶予の取り扱いは、今回の受付が最後です。
（本年10月31日以降に納入期限を延ばすことはできません。）
- ・ 猶予期限前後に長期不在となる場合は、必ず早めに納入してください。
- ・ 猶予期限を過ぎても入学料の納入がない場合は、理由にかかわらず除籍となります。